

会社法をめぐる論点を 正確かつスピーディーに 把握できる唯一の書!

令和元年
会社法改正に
完全対応!

論点体系 会社法 第2版

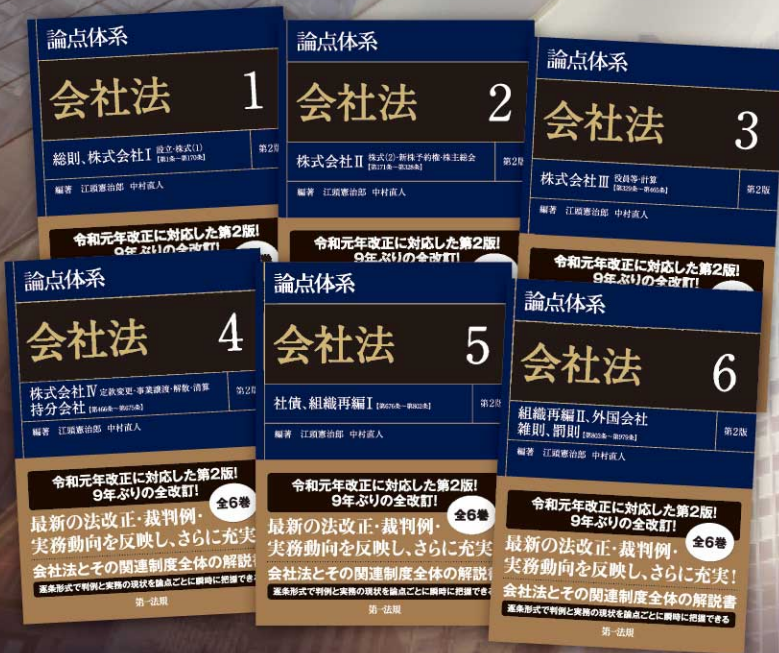
【編著】 江頭憲治郎 (東京大学名誉教授)
中村直人 (弁護士)

全6巻

A5判/上製

本書の特長

- 会社法の全条文を逐条形式で論点ごとに解説!
- 確立したルールや慣行も含めて、実務上の論点を網羅!
- 実務に精通した執筆陣が、会社法とその関連制度全体について解説!
- 会社法以外の法令も積極的に取り上げ、会社法全体に関わる実務動向がつかめる!



第1巻 | 総則、株式会社Ⅰ〔設立・株式(1)〕【1条～170条】

第2巻 | 株式会社Ⅱ〔株式(2)・新株予約権・株主総会〕【171条～328条】

第3巻 | 株式会社Ⅲ〔役員等・計算〕【329条～465条】

第4巻 | 株式会社Ⅳ〔定款変更・事業譲渡・解散・清算〕、持分会社【466条～675条】

第5巻 | 社債、組織再編Ⅰ【676条～802条】

第6巻 | 組織再編Ⅱ、外国会社、雑則、罰則【803条～979条】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第2章の2 社債管理補助者

◆第714条の2

(社債管理補助者の設置)

第714条の2 会社は、第702条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

◆条文の概要を簡潔に解説

【条文の概要】

- 社債管理補助者制度の創設
令和元年改正会社法第4編に新たに「第2章の2 社債管理補助者」が設けられ、本条から714条の7までの規定を新設して、社債管理補助者の制度が創設された。
- 社債管理補助者の設置（社債管理者不設置債の場合）
会社が社債を発行しようとする場合、702条本文により、原則として社債管理者の設置が強制される。しかし、その例外として、702条ただし書及び会社則169条が定める場合には、社債権者が自ら社債の管理を行うことが期待できるとして、社債管理者を設置しない社債が許容されている（いわゆる「社債管理者不設置債」である）。
令和元年改正会社法は、社債管理者不設置債につき、社債権者による社債の管理の補助を行うものとして社債管理補助者を定めることができるとした。これが本条本文の規定である。
- 社債管理補助者の設置ができない場合（社債管理者設置債と担保付社債の場合）
当該社債が担保付社債である場合には、社債管理者と同一の権利義務を有する受託会社（担保付社債信託法19、35条）が設置されることから、社債管理補助者を定めることはできない（本条ただし書）。なお、社債管理補助者が設置された社債の発行後に、社債に担保が付された場合又は社債管理者が設置された場合、それらの委託契約の効力が生じたときは、社債管理補助者に係る委託契約は終了する（714条の6）。

***** 論 点 *****

- 社債管理補助者制度の創設
- 社債管理補助者制度の趣旨

第315条 691

長となる旨定款に定める例もある。なお、実務上、議長が株主総会の冒頭で「定款第〇条の定めにより私が議長を務める」などと述べるのがよく見受けられるが、条文番号（第〇条）はもちろん定款の定めによることも、それを述べることは法的に必須ではない。

この定款の定めは、通常、株主総会の特別決議によって定められたものであるが（309条2項1号）、そうだからといって、この定款の定めが議長不信任決議（論点4参照）に優先し、同動議を議場に諮る必要がなくなることはない（東京高判平成22・11・24資料版商事法務322号180頁（28170140））。取締役が株主総会の議長を務めることを定めている定款の規定は、株主総会においてこれと異なる定めをすることを排除するものではない（東京地判平成31・3・8金商商事1574号46頁（28271752）・アドパネクス事件第一審判決。東京高判令和元・10・17金商商事1582号30頁（28280006）・同控訴審判決もこれを引用する）。

◆条文ごとに論点を体系的に整理

516

◆論点5 譲渡等承認請求の名宛人と請求の到達時期

譲渡等承認請求は、「株式会社に対し」なすものとされている（136、137条1項）が、実務上は、「Y株式会社 代表取締役A」との記載をするのが通常である。このとき、代表取締役Aが譲渡等承認請求時に代表取締役役に就任していなかった場合、Aに請求書を交付してなされた、この譲渡等承認請求は、有効か、いつ到達するのか。

譲渡等承認請求は、「株式会社に対し」なされるものであるから、仮に「Y株式会社 代表取締役A」と記載がありAが代表取締役役役の地位になかったとしても合理的な意思解釈として、株式会社に対する意思表示といえる場合には有効である。

そして意思表示の効力は、特段の定めなき限り、到達時に生じる（民法97条1項、会社法126条2項対照）ところ、到達とは、代表取締役又は代表取締役から受領権限を付与されていた者によって受領又は知されることを要せず、これらの者によって了知可能な状態に置かれれば足りる（最一小判昭和36・4・20民集15巻4号774頁（27002315））。したがって、受領権限を有する者が了知した場合はもちろん、そのような者が了知可能な状態となれば到達が認められる。包括的代表権のある代表取締役の支配下にある履行補助者たる従業員が請求を受領すれば、株式会社は当該意思表示を了知可能といえる。

◆事例

東京地判平成30・3・22平成27年(ワ)4693号等公刊物未登載 [29049225]

譲渡等承認請求当時の代表取締役Aの取締役選任決議が存在しないとして、Y株式会社代表取締役Aを名宛人とした譲渡等承認請求の有効性を争った事案（請求書をAに交付しても有効な請求ではないと争ったため、いつ有効となるのかについても問題となった）。

「一般的な実務としては、株式会社に対する譲渡承認請求は、株式会社の意思を具体的に実現する代表取締役に宛ててすることになると解される。

しかしながら、そもそも会社法は、譲渡承認請求を「株式会社に対し」すべきであることを定めているにすぎないから（会社法136条、137条1項）、宛名として代表取締役役の名を記載しなければ譲渡承認請求が不合法となると解すべき根拠はないこと、一般論としては、株式の譲渡をした株主にとって、株式会社の真の代表取締役が誰であるか（その代表取締役を選任する過程の決議に瑕疵がないか）といった事柄を知

本文中の判例には、『D1-Law.com 判例体系』の判例IDを記載しています。

『D1-Law.com 判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）			
書名		価格	部数
論点体系 会社法<第2版> 1	[059535]	定価5,940円(本体5,400円+税10%)	部
論点体系 会社法<第2版> 2	[059543]	定価5,940円(本体5,400円+税10%)	部
論点体系 会社法<第2版> 3	[059550]	定価5,940円(本体5,400円+税10%)	部
論点体系 会社法<第2版> 4	[059568]	定価5,500円(本体5,000円+税10%)	部
論点体系 会社法<第2版> 5	[059576]	定価5,500円(本体5,000円+税10%)	部
論点体系 会社法<第2版> 6	[059584]	定価5,500円(本体5,000円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いづれかを✓で選択ください) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

事務所名 _____ □公用
□私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ⑥

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印

- 論点会社法2版1 (059535)
- 論点会社法2版2 (059543)
- 論点会社法2版3 (059550)
- 論点会社法2版4 (059568)
- 論点会社法2版5 (059576)
- 論点会社法2版6 (059584) 2021.4 SE

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての国会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974